

教育推進部児童青少年課

文京区立児童館指定管理者の評価結果について

文京区立千石児童館の令和3年度管理運営実績について、以下のとおり評価を実施した。

1 管理運営施設及び指定管理者

文京区立千石児童館（株式会社日本保育サービス）

2 評価の経過

教育推進部児童青少年課に設置した「文京区立千石児童館指定管理者評価検討会」（以下「評価検討会」という。）において評価（一次評価）を行った。

令和4年7月 評価検討会による評価（一次評価）

3 評価結果

裏面のとおり

施設名		千石児童館
指定管理者		(株)日本保育サービス
分野評価	サービス向上の有効性 【配点24点】	20点 B
	経費の効率性 【配点8点】	6点 C
	管理運営の適正性 【配点36点】	28点 C
	業務の改善性(※) 【配点12点】	— —
総合評価		54点／68点 (79%) C

(※) 前回の評価検討会で「2」または「1」の評価を受けている場合、改善内容を評価する。

《分野評価及び総合評価の見方》

評価	評価内容及び基準
A	特に優れている。 (合計得点が、配点の90%以上)
B	優れている。 (合計得点が、配点の80%以上90%未満)
C	おおむね適正である。 (合計得点が、配点の60%以上80%未満)
D	改善が必要である。 (合計得点が、配点の40%以上60%未満)
E	相当な改善が必要である。 (合計得点が、配点の40%未満)

なお、評価報告書は別紙のとおり。

文京区立千石児童館
指定管理者の管理運営に対する評価報告書
【令和3年度実績】

令和4年7月
千石児童館指定管理者評価検討会

所管課	教育推進部児童青少年課
評価対象期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日 (指定期間5年中の1年目)

1 指定管理の概要

施設名称	文京区立千石児童館
施設の設置目的	区内の児童を健全に育成するため、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十五条の規定に基づき設置する。
指定管理者名称	株式会社 日本保育サービス
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
公募・非公募の別	公募
管理業務内容	(1) 児童館の利用公開に関する業務 (2) 文京区立児童館条例（昭和43年3月文京区条例第5号）に基づく、児童の健全な育成を図る事業（乳幼児又は中学生及び高校生を対象とした事業の企画及び実施や体力増進のための特別な指導を含む。）に関する業務 (3) 学校との連携及び地域住民のコミュニティ活動の促進に関する業務 (4) 子育てひろば事業実施要綱（3福児育第452号）に規定する子育てひろば事業に関する業務 (5) 施設の維持管理に係る業務
利用料金制の有無	無

2 収支状況

(1) 指定管理料及び利用料金

年度		3	4	5	6	7
収入	指定管理料	40,345,488				
	合計 (A)	40,345,488	0	0	0	0
支出	人件費	25,631,254				
	事業費	1,494,133				
	事務及び事業用消耗品	1,187,390				
	本部管理費					
	総務・経理等人件費	1,677,638				
	支援要員人件費					
	福利厚生費	41,941				
	通信関係費	271,280				
	広告宣伝費	167,764				
	研修費	152,775				
	情報処理費用	9,752				
	旅費交通費	59,449				
	物品関係費	377,469				
	租税公課・保険料	236,193				
	施設維持管理経費	1,315,827				
	修繕費	251,900				
	特定建築物定期調査費用					
	光熱水費	2,317,033				
	清算額（施設維持管理経費）	48,100				
	清算額（光熱水費）	-169,661				
	合計 (B)	35,070,237	0	0	0	0
	収支 (A) - (B)	5,275,251	0	0	0	0
【特記事項】						

(2) 自主事業（指定管理者の費用と責任で実施する事業）

【特記事項】

自主事業はありません。

3 評価検討会委員

	役職	委員名
1	座長	教育推進部長 八木 茂
2	副座長	教育推進部児童青少年課長 石川 浩司
3	委員	子ども家庭部子育て支援課長 篠原 秀徳
4	委員	教育推進部児童青少年課千石地区館長 市毛 真人
5	委員	千石児童館利用者代表 川上 延美

4 評価の対象とした資料

評価の対象とした資料名	評価項目番号
1 協定書（基本協定書、平成31年度協定書）、業務要求水準書	①
2 事業計画書	①
3 事業報告書	
3-(1) 事業の実施状況に関する報告	①
3-(2) 施設の利用状況に関する報告	①、⑦
3-(3) 経費の収支状況	①、⑧、⑨
4 利用者アンケート	①、③、⑤
5 広報物	①、④
6 苦情とその対応の記録	①、⑥
7 管理運営体制	①、⑫、⑬、⑭
8 備品台帳	①、⑯
9 金銭出納簿	①、⑪
10 個人情報保護規程、情報公開規程及びその対応記録	①、⑯、⑰
11 危機管理マニュアル及びその対応記録	①、⑯
12 省エネ・ごみ削減等環境対策への取組	①、⑯
13 所管課によるモニタリング結果（日常的な点検結果）	①、③、④、⑥、⑪、⑫、 ⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲
14 前回の評価結果及び改善報告	

5 評価結果

(1) 分野評価

評価分野	評価得点	評価項目	配点	評価	得点
サービス向上の有効性 【配点24点】	B 20点	① 協定書、業務要求水準書等で区が求めた事業が適切に実施されたか。	4	3	3
		② 区が求めた事業以外に、住民サービスの向上を図るための自主事業が積極的に計画され、事業計画書や企画提案書に沿って適切に実施しているか。	—	—	—
		③ 利用者懇談会や利用者アンケートにより、利用者の意見を収集し、適当な意見については、それを反映させた取組が行われたか。	4	3	3
		④ 区民や利用者への広報方法を工夫し、効果的な広報活動が行われたか。	4	3	3
		⑤ 利用者アンケート等の結果で、利用者から高い評価を得られているか。	8	4	8
		⑥ 利用者からの苦情に対する対応と報告が適切に行われたか。	4	3	3
		⑦ 利用者数、稼働率等の実績が、当該指定期間開始前と比べて同程度か。	—	—	—
【評価理由】					
経費配点効率性 【配点8点】	C 6点	⑧ 経費節減への具体的な取組を行い、その効果があったか。	4	3	3
		⑨ 指定管理料の範囲内で効果的・効率的な予算執行が行われたか。	4	3	3
		⑩ 収入を増加するための具体的な取組を行い、その効果があったか。	—	—	—
		【評価理由】			
		⑧事務用消耗品の共同購入・共同使用等により経費削減に努めている。			
		⑨全体としては収支は黒字となっている。ただし、当初予算を決算額と比べた場合、人件費が大幅に余剰していたり、事業費や施設維持管理経費の一部が不足している部分については、計画的な予算執行を行う必要がある。			
		⑩利用料金制を実施していないため、評価対象外。			

評価分野	評価項目	配点	評価	得点
C 28点 管理運営の適正性 【配点30点】	⑪ 金銭の管理が適正に行われたか。	4	3	3
	⑫ サービスを低下させない適切な人員配置が行われたか。	4	3	3
	⑬ 職員の知識・技術向上を図るための研修等が適切に行われたか。	4	4	4
	⑭ 利用者が安全・快適に施設を利用できるよう適切に施設の保守、修繕、清掃等が行われたか。	4	3	3
	⑮ 備品台帳により、備品の管理が適切に行われたか。	4	3	3
	⑯ 文京区個人情報保護条例の規定を遵守し、利用者の個人情報の適正な管理のために必要な措置が講じられ、漏えい、滅失、毀損等の事故が起きていないか。	4	3	3
	⑰ 文京区情報公開条例の趣旨にのっとり、情報の公開を行うための必要な措置が講じられ、請求または区から情報提供の求めがあった場合は適切で速やかな対応が行われたか。	4	3	3
	⑱ 事故、災害等の緊急事態が発生した場合の危機管理体制が適切であり、緊急事態が発生した場合は、その対応が適切であったか。	4	3	3
	⑲ 省エネやごみの削減など環境に配慮した取組が積極的に行われたか。	4	3	3
	【評価理由】			
<p>⑪金銭の管理は適切に行われている。</p> <p>⑫子育てひろば職員が一部欠けていた時期に児童館の常勤職員で対応するなど、一時期イレギュラーな配置があったが、その期間も児童館・子育てひろばのサービスを低下させることなく対応できていた。安定した職体制を、現場だけでなく会社組織として取り組む必要がある。</p> <p>⑬業務要求水準（3回）を超える研修が行われているほか、感染症対策に関する研修など社会情勢にあったものも取り入れており、評価できる。</p> <p>⑭適切な施設の保守点検、日常清掃が行われている。</p> <p>⑮備品は備品台帳により適切に管理されている。</p> <p>⑯個人情報管理規定を定めており、適切な個人情報の管理が行われている。</p> <p>⑰令和3年度は情報公開請求はなかった。</p> <p>⑱令和3年度は事故報告はなく、事故や災害等の対応マニュアルも整備されている。</p> <p>⑲日常的に省エネや、廃材等を活用したリサイクル工作を実施している。</p>				

評価分野	評価得点	評価項目	配点	評価	得点
		② 前回の評価（一次評価及び二次評価）を受けて、適切な改善が図られたか。	—	—	—
業務【配点〇点】の改善性					
【評価理由】 前回評価時に1、または2点の項目が存在した場合の対応について評価するが、1年目の評価のため対象外					

(2) 総合評価

評価	C	得点	54点 / 68点
【所見】 各評価項目において区の定める要求水準を概ね満たしており、適切なサービスの提供が行われていた。アンケート調査においても高い評価を得ていることから利用者の満足度は高いことが伺える。 管理運営体制も概ね業務要求水準を満たしており、特に職員に対する研修は年3回を超える研修が行われており、評価できる。 収支状況における人件費については大幅な黒字となっているため、計画的な予算執行を行う必要がある。 職員体制についても、人員交代を最小限に抑え、児童や保護者が不安とならないよう安定した運営に努めていただきたい。			
【改善事項】 なし			

《評価結果の見方》

(1) 分野評価

評価項目ごとに4段階評価を行い、その結果に応じた乗率を各評価項目の配点に乗じて採点し、各評価分野の合計得点を5段階評価します。

① 4段階評価・乗率

評価	評価内容及び基準	乗率
4：優良	協定書、業務要求水準書等で区が求めた水準を超える成果がある。	100%
3：適当	協定書、業務要求水準書等で区が求めた水準を満たしている。	75%
2：課題あり	協定書、業務要求水準書等で区が求めた水準を満たしているが、一部に課題がある。	50%
1：要改善	協定書、業務要求水準書等の水準を満たしておらず、改善が必要である。	0%

② 5段階評価

評価	評価内容及び基準
A	当該分野について、特に優れている。 (分野の合計得点が、配点の90%以上)
B	当該分野について、優れている。 (分野の合計得点が、配点の80%以上90%未満)
C	当該分野について、おおむね適正である。 (分野の合計得点が、配点の60%以上80%未満)
D	当該分野について、改善が必要である。 (分野の合計得点が、配点の40%以上60%未満)
E	当該分野について、相当な改善が必要である。 (分野の合計得点が、配点の40%未満)

(2) 総合評価

各評価分野の得点を合計し、その合計得点を5段階評価します。

評価	評価内容及び基準
A	総合評価の結果、特に優れている。 (合計得点が、配点の90%以上)
B	総合評価の結果、優れている。 (合計得点が、配点の80%以上90%未満)
C	総合評価の結果、おおむね適正である。 (合計得点が、配点の60%以上80%未満)
D	総合評価の結果、改善が必要である。 (合計得点が、配点の40%以上60%未満)
E	総合評価の結果、相当な改善が必要である。 (合計得点が、配点の40%未満)

